

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 30 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

GAM 証券投資顧問株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

GAM 証券投資顧問株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

平成19年9月30日（関東財務局長（金商）第63号）

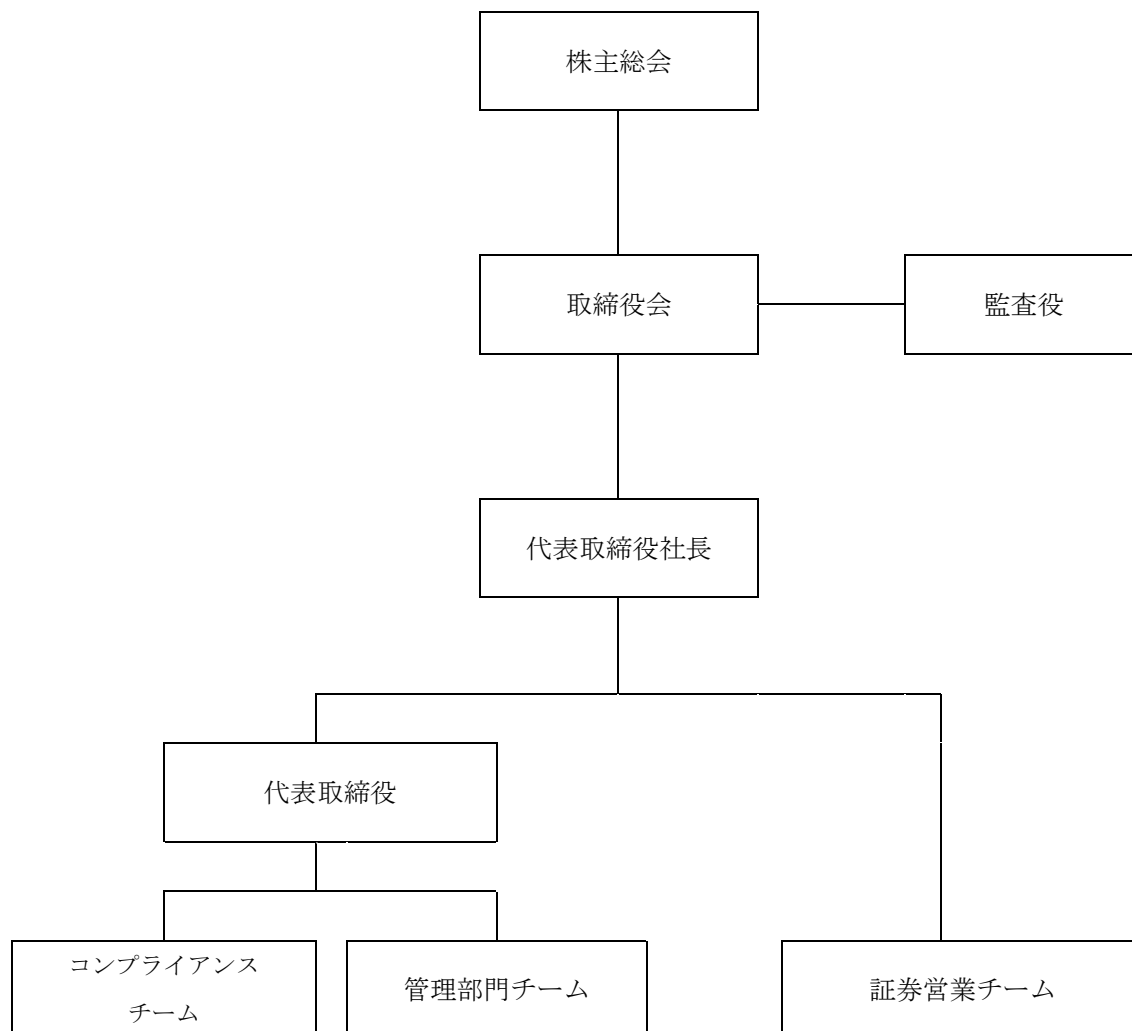
3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
1983年5月 (昭和58年)	ジルベール・ドゥ・ポトン（当時スイス・ロスチャイルド銀行頭取）がスイス・チューリッヒに Global Asset Management Limited を創設、会長就任
1989年12月 (平成元年)	ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ (FoFH) 運用を開始
1997年2月 (平成9年)	東京に日本法人グローバル・アセット・マネジメント株式会社を設立
1997年3月 (平成9年)	グローバル・アセット・マネジメント株式会社は、投資顧問業（助言業務）を開始。 投資顧問業（助言業務）登録番号：関東財務局長第708号 登録日：平成9年3月31日
1999年12月 (平成11年)	当社グループは、UBS AG の100%子会社となり UBS グループ入りし、グループの名称を「Global Asset Management Limited」から「GAM（ギャム）」に変更
2003年4月 (平成15年)	日本法人の名称を、「グローバル・アセット・マネジメント株式会社」から「ギャム株式会社」に変更。
2005年12月 (平成17年)	GAM グループはジュリアス・ベア・ホールディング・リミテッド（スイス証券取引所上場）に買収され、ジュリアス・ベア（JB）グループ入り。JBは1890年設立。

2006年6月 (平成18年)	証券業登録が終了。投資顧問業(助言業務)は、兼業業務として継続。社名をGAM証券投資顧問株式会社(英文名:GAM Japan Limited)に変更。証券業登録番号:関東財務局長(証)第270号 登録日:平成18年6月16日 同年7月3日 日本証券業協会に加入、証券業務を開始。
2007年9月 (平成19年)	金融商品取引法の施行に伴い、登録番号関東財務局長(金商)第63号 (第一種金融商品取引業、投資助言・代理業)となる。
2009年9月 (平成21年)	ジュリアス・ベア・ホールディングスが、プライベート・バンキング事業(Julius Baer Group)と当社が所属するアセット・マネジメント事業(GAM Holding)とに分離される。 両事業部門はそれぞれ独立した会社となり、ともにスイス証券取引所に上場(上場日:2009年10月1日)。
2010年9月 (平成22年)	下記業務の種別につき、法第31条第4項に基づく変更登録(廃止)を受ける。 変更(廃止)した業務の種別: 投資助言・代理業
2015年11月 (平成27年)	現在地に移転
2015年12月 (平成27年)	親会社が、ギャム シンガポール プリーティアイー リミテッドからギャム グループ エージーに変更となる。
	現在に至る。

(2) 経営の組織
(組織図)



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合（平成 30 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	保有株式数	割合
ギャム グループ エージ	21,460 株	100%
計 1 名		100.00

5. 役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	岸本 志津	有	常勤
代表取締役	野村 誠二	有	常勤
取締役	戸島 真人	無	常勤
取締役	ロッセン ジュノブ	無	非常勤
取締役	クリストファー ミード	無	非常勤
監査役	リチャード シモンズ	—	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
野村 誠二	代表取締役

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法（以下「法」という。）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
該当無し	

- (3) 投資助言・代理業（法第 28 条第 3 項に規定する投資助言・代理業をいう。）に関し、法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の営業所又は事務所の業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
該当無し	

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業

第一種金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項第2号、第9号）

有価証券の売買取引の媒介、取次ぎ又は代理

有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

(2) 金融商品取引業付随業務（金融商品取引法第35条第1項第4号、第8号、第9号）

- ① 有価証券に関する顧客の代理
- ② 有価証券に関する情報の提供又は助言
- ③ 他の金融商品取引業者等の業務の代理

(3) 承認業務（金融商品取引法第35条第4項）

海外関係会社の委託に基づく代行業務

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビルヂング

9. 他に行っている事業の種類

該当事項なし

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センターとの間で第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じている。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当事項なし

13. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

弊社では顧客口座を開設することは行わず、顧客注文はすべて媒介取引として海外のグループ会社に取り次いでおり、弊社が関与して成立した取引（海外のグループ会社が組成する外国籍投資信託の設定・運用並びに受益証券の販売、及び外国籍投資信託にリンクした社債券の媒介等）については、グループ内で制定している社内規則にて予め決められた料率に基づいて、弊社の取引成立の貢献度等に応じた手数料（「その他の受入手数料」として計上）を海外のグループ会社より受領しており、これが、当社の主たる収入源になっています。この手数料の受取額の計算の根拠となる運用資産残高は増加したものの、弊社グループが受け取る運用報酬の料率が低下したため、海外のグループ会社からの手数料収入は前期比約7百万円の減少となりました。一方、グループの関連会社に対する費用支払いはこの受取収入に応じて分担しているため約22百万円減少となったものの、新任の代表取締役社長や取締役などの人員採用を行ったため、役員報酬・従業員給与等の支払いが増加し、また、投資一任業と投資助言・代理業の追加登録申請の準備に入ったことに伴い弁護士費用が増加したことにより、販売費・一般管理費は約1百万円強増加し、純損失は前期比約11百万円増加となり、当期税引後純損失は約28百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
資本金	586	586	586
発行済株式総数	21,460	21,460	21,460
営業収益	193	203	197
(受入手数料)	193	203	197
((委託手数料))	—	—	—
((引受け・売出し・特定 投資家向け売付け勧誘等	—	—	—

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
の手数料))			
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	—	—	—
((その他の受入手数料))	193	203	197
(トレーディング損益)	—	—	—
((株券等))	—	—	—
((債券等))	—	—	—
((その他))	—	—	—
純営業収益	193	203	197
経常損益	△74	△16	△27
当期純損益	△77	△17	△28

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
自 己	—	—	—
委 託	—	—	—
計	—	—	—

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、
 売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：千株、百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の取 扱高
平成 28 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—
平成 29 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—
平成 30 年 3 月 期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—

注記：海外の弊社グループ投資信託運用会社が運用する外国投信を国内の販売会社が公募ないし私募で募集するに際しての両社間の取引の媒介と付随業務（金融商品取引法第35条第1項8号業務）として情報提供を行っているものは除いています。

(3) その他業務の状況

(単位：株、百万円)

項目	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
海外関係会社の業務の代理	—	—	—

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
自己資本規制比率 (A/B ×100)	219.5%	217.1%	193.0%
固定化されていない自己 資本 (A)	158	149	122
リスク相当額 (B)	72	68	63
市場リスク相当額	2	2	1
取引先リスク相当額	7	11	7
基礎的リスク相当額	62	54	54

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
使用人	5	4	5
(うち外務員) (注1)	(4)	(3)	(4)

(注1) カッコ内は、使用人のうち外務員登録を受けている者の数

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

平成30年3月31日及び平成29年3月31日 現在

<u>資 産 の 部</u>	単位：千円	
	平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
流 動 資 産：		
現 金 預 金	133,732	146,435
前 払 費 用	3,230	2,797
未 収 入 金	3,543	13,566
未 収 収 益	18,196	24,286
未 収 消 費 税	4,824	4,747
	163,527	191,834
流 動 資 産 合 計		
固 定 資 産：		
有 形 固 定 資 産：		
建 物	15,557	17,092
器 具 備 品	7,109	7,613
	22,666	24,705
有 形 固 定 資 産 合 計		

無形固定資産：		
ソフトウェア	0	9
無形固定資産合計	0	9
投資等：		
長期差入保証金	15,799	15,799
投資等合計	15,799	15,799
固定資産合計	38,465	40,514
資 産 合 計	201,993	232,348

単位：千円

<u>負債及び純資産の部</u>	平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
流動負債：		
未払金	3,573	4,493
未払費用	11,115	18,798
その他の預り金	10,775	5,583
賞与引当金	3,807	2,284
一年以内返済長期借入金	30,000	30,000

未払法人税等	4,059	4,102
	<hr/>	<hr/>
流動負債合計	63,329	65,262
固定負債：		
長期借入金	20,000	20,000
	<hr/>	<hr/>
固定負債合計	20,000	20,000
	<hr/>	<hr/>
負債の部合計	83,329	85,262
純資産の部：		
資本金：	586,500	586,500
資本剰余金：	486,500	486,500
資本準備金：	486,500	486,500
利益剰余金：	△954,336	△925,913
その他の利益剰余金：	△954,336	△925,913
	<hr/>	<hr/>
純資産合計	118,663	147,086
	<hr/>	<hr/>

負債及び純資産の部合計	201,993	232,348
-------------	---------	---------

(2) 損益計算書

平成29年3月31日及び平成28年3月31日 終了事業年度

	単位：千円	
	平成 29 年 4 月 1 日 から平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 4 月 1 日 から平成 29 年 3 月 31 日まで
<u>損益計算書</u>		
営業収益		
その他の受入手数料	197,334	203,935
受取利息	0	0
営業収益合計	197,334	203,935
支払利息	10	6
純営業収益	197,323	203,929
営業費用		
販売費・一般管理費	220,992	219,632
営業費用合計	220,992	219,632
営業利益(損失)	△23,668	△15,703
営業外収益	29	53
営業外費用	3,833	454
経常利益(損失)	△27,473	△16,104
特別利益	0	0
特別損失	0	96
税引前当期利益(損失)	△27,473	△16,200

法人税等	950	950
当期純利益(損失)	<u>△28,423</u>	<u>△17,150</u>

(3) 株主資本等変動計算書

平成30年3月31日 終了事業年度

単位：千円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	586,500	486,500	486,500	△925,913	△925,913	147,086	147,086
当期変動額							
当期純損失				△28,423	△28,423	△28,423	△28,423
当期変動額合計	-	-	-	△28,423	△28,423	△28,423	△28,423
当期末残高	586,500	486,500	486,500	△954,336	△954,336	118,663	118,663

<注記事項>

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 21,460 株

平成29年3月31日 終了事業年度

単位：千円

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前期末残高	586,500	486,500	0	486,500	0	△908,762	△908,762	164,237
当期変動額								
当期純利益	0	0	0	0	0	△17,150	△17,150	△17,150
当期変動額合計	0	0	0	0	0	△17,150	△17,150	△17,150
当期末残高	586,500	486,500	0	486,500	0	△925,913	△925,913	147,086

<注記事項>

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 21,460 株

財務諸表に対する注記

平成30年3月31日終了事業年度

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号 最終改正平成28年1月8日法務省令第1号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号 最終改正平成28年3月31日内閣府令第25号）、および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則 最終改正平成26年12月1日）に基づいて作成しております。

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

ただし、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法により減価償却を行います。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	24 年
建物附属設備	15 年
器 具 備 品	3 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員及び役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,672 千円

2. 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

短期金銭債務	30,000 千円
長期金銭債務	20,000 千円

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引残高

営業取引以外の取引高	
金融費用	10 千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期 首	増加	減少	当事業年度 末
普通株式	21,460 株	-	-	21,460 株

V 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

(単位：千円)

未払事業税等	952
賞与引当金	1,165
未払費用	2,424
資産除去債務	2,932
その他	5,314
繰越欠損金	178,430
繰延税金資産小計	191,217
計	
評価性引当金	△191,217
繰延税金資産合計	-
計	

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は資金運用について、財務内容の健全性を損なうことのないよう、主として安全性ならびに流動性の高い銀行預金等の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

主な営業債権である未収入金及び未収収益は、当社が関与して成立した取引（海外のグループ会社が組成する外国籍投資信託の設定・運用並びに受益証券の販売、及び外国籍投資信託にリンクした社債券の媒介等）について、当該運用資産額に対してグループ内で制定している社内規則にて予め決められた料率に基づいて、当社の取引成立の貢献度等に見合う手数料（「その他の受入手数料」として計上）が海外のグループ会社より支弁されるものです。当該債権は当社の海外グループ会社を相手方とするものであり、また当社は当該運用資産の内容を把握しておりますので、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

主な営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	133,732	133,732	-
(2) 未収入金	3,543	3,543	-
(3) 未収収益	18,196	18,196	-
資産計	155,472	155,472	-
(1) 未払金	3,573	3,573	-
(2) 未払費用	11,115	11,115	-
(3) 一年内返済長期借入金	30,000	30,000	-
(4) 長期借入金	20,000	20,000	-
負債計	64,688	64,688	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収収益

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 一年内返済長期借入金、(4) 長期借入金

これらは変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

長期差入保証金	15,799
---------	--------

市場価格がなく、合理的なキャッシュフローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VII 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識し、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められるため長期差入保証金と相殺して計上しております。

(2) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,576 千円
期末残高	9,576 千円

VIII 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GAM Group AG	Switzerland	CHF 186,750 千	持株会社	直接 100%	事業用資金の受入	借入金利息	10	長期借入金 一年内返済長期借入金	20,000 30,000
親会社の 子会社	GAM Holding AG	Switzerland	CHF 7,984 千	持株会社	0%	グループ管理に係るサービスの受入	オプションプラン	974	未払金	41
親会社の 子会社	GAM Limited	Bermuda	USD 2,020 千	投資顧問業	0%	クライアントマネジメント業務の提供	クライアントマネジメントフィー	169,235	未収収益	16,257
親会社の 子会社	GAM Capital Management (Switzerland) AG	Switzerland	CHF 1,000 千	投資顧問業	0%	クライアントマネジメント業務の提供	クライアントマネジメントフィー	3,522	未収収益 未収入金	273 283
親会社の 子会社	GAM International Management Limited	U. K.	GBP 3,750 千	投資顧問業	0%	クライアントマネジメント業務の提供	クライアントマネジメントフィー	14,141	未収収益 未収入金	1,665 3,260
親会社の 子会社	GAM London Limited	U. K.	GBP 2,025 千	投資顧問業	0%	クライアントマネジメント業務の提供	クライアントマネジメントフィー	10,434	-	-

親会社の子会社	GAM Hong Kong Limited	Hong Kong	HKD 30,600 千	投資顧問業	0%	一部の業務の委託	業務委託費 (IT & Finance)	9,014	未払金	964
親会社の子会社	GAM (UK) Limited	U. K.	GBP 43,000 千	持株会社	0%	グループ管理及びIT関連業務に係るサービスの受入	グループ管理費 IT関連費用	24,126 2,132	未払金 未払費用	2,084 1,796

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 上記のクライアントマネージメントフィーについては、” OECD Transfer Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administration ” を勘案して作成された Group Transfer Pricing Policy に基づいて決定しております。

注2 その他については、一般取引条件と同様に決定しております。

IX 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 一株当たり純資産額 | 5,529円51銭 |
| (2) 一株当たり当期純損失金額 | 1,324円47銭 |

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

財務諸表に対する注記

平成29年3月31日終了事業年度

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号 最終改正平成28年1月8日法務省令第1号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号 最終改正平成28年3月31日内閣府令第25号）、および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則 最終改正平成26年12月1日）に基づいて作成しております。

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

ただし、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法により減価償却を行います。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	24 年
建物附属設備	15 年
器 具 備 品	3 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員及び役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

II 会計方針の変更

(平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告 32 号平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度より適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当期においては建物附属設備の取得がなかったため、当該変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,128 千円
2. 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額
 一年内返済長期金銭債務 30,000 千円
 長期金銭債務 20,000 千円

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引残高
 営業取引以外の取引高
 金融費用 6 千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期 首	増加	減少	当事業年度 末
普通株式	21,460 株	-	-	21,460 株

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

(単位：千円)

未払事業税等	974
賞与引当金	704
未払費用	2,276
資産除去債務	2,932
繰越欠損金	200,033
繰延税金資産小計	206,921
計	
評価性引当金	△206,921
繰延税金資産合計	-
計	

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は資金運用について、財務内容の健全性を損なうことのないよう、主として安全性ならびに流動性の高い銀行預金等の金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

主な営業債権である未収入金及び未収収益は、当社が関与して成立した取引（海外のグループ会社が組成する外国籍投資信託の設定・運用並びに受益証券の販売、及び外国籍投資信託にリンクした社債券の媒介等）について、当該運用資産額に対してグループ内で制定している社内規則にて予め決められた料率に基づいて、当社の取引成立の貢献度等に見合う手数料（「その他の受入手数料」として計上）が海外のグループ会社より支弁されるものです。当該債権は当社の海外グループ会社を相手方とするものであり、また当社は当該運用資産の内容を把握しておりますので、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

主な営業債務である未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	146,435	146,435	-
(2) 未収入金	13,566	13,566	-
(3) 未収収益	24,286	24,286	-
資産計	184,288	184,288	-
(1) 未払金	4,493	4,493	-
(2) 未払費用	18,798	18,798	-
(3) 一年内返済長期借入金	30,000	30,000	-
(4) 長期借入金	20,000	20,000	-
負債計	73,292	73,292	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収収益

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済される為、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 一年内返済長期借入金、(4) 長期借入金

これらは変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

長期差入保証金	15,799
---------	--------

市場価格がなく、合理的なキャッシュフローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VIII 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識し、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められるため長期差入保証金と相殺して計上しております。

(2) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,576 千円
期末残高	9,576 千円

IX 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GAM Group AG	Switzerland	CHF 186,750 千	持株会社	直接 100%	事業用資金の受入	借入金利息	6	長期借入金 一年内返済長期借入金	20,000 30,000
親会社の 子会社	GAM USA INC	U. S. A	USD 6,817 千	投資顧問業	0%	費用の立替	-	-	未払費用	8,181
親会社の 子会社	GAM Limited	Bermuda	USD 2,020 千	投資顧問業	0%	クライアント トマネージ メント業務 の提供	クライアント トマネージ メントフィ ー	161,198	未収収益 未収入金	17,245 13,518
親会社の 子会社	GAM Capital Management (Switzerland) AG	Switzerland	CHF 1,000 千	投資顧問業	0%	クライアント トマネージ メント業務 の提供	クライアント トマネージ メントフィ ー	11,020	未収収益	279
親会社の 子会社	GAM International Management Limited	U. K.	GBP 3,750 千	投資顧問業	0%	クライアント トマネージ メント業務 の提供	クライアント トマネージ メントフィ ー	22,709	未収収益	6,717
親会社の 子会社	GAM (Luxembourg) S. A.	Luxembourg	EUR 5,000 千	投資顧問業	0%	クライアント トマネージ メント業務 の提供	クライアント トマネージ メントフィ ー	587	未収収益	43
親会社の 子会社	GAM Hong Kong Limited	Hong Kong	HKD 30,600 千	投資顧問業	0%	一部の業務 の委託	業務委託費 (IT & Finance)	26,674	未払金	1,473
親会社の	GAM (UK)	U. K.	GBP	持株	0%	グループ管	グループ管	27,245	未払金	2,613

子会社	Limited		43,000 千	会社		理及びIT 関連業務に 係るサービ スの受入	理費 IT関連費用	1,114	未払費用	1,702
親会社の 子会社	GAM Investment Management Singapore Pte. Ltd.	Singap ore	SGD 600千	サ ー ビ ス 会社	0%	グループ管 理に係るサ ービスの受 入	グループ管 理費	743	-	-
親会社	GAM Holding AG	Switze rland	CHF 8,014千	持 株 会社	0%	グループ管 理に係るサ ービスの受 入	グループ管 理費調整	-643	未払費用	77
親会社の 子会社	GAM London Limited	U. K.	GBP 2,025千	投 資 顧 問 業	0%	クライアン トマネージ メント業務 の提供	クライアン トマネージ メントフィ ー	8,420	-	-
親会社の 子会社	GAM Sterling Management Limited	U. K.	GBP 50千	投 資 顧 問 業	0%	一部のマネ ージメント 業務の提供 及び受入	-	-	未収入金 前払費用	17 20

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1 上記のクライアントマネージメントフィーについては、” OECD Transfer Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administration” を勘案して作成された Group Transfer Pricing Policy に基づいて決定しております。

注2 その他については、一般取引条件と同様に決定しております。

X 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額 6,853円98銭
(2) 一株当たり当期純損失金額 799円19銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位：百万円)

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
ギャム グループ エージー (注)	50

(注) 劣後特約付借入金

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
ギャム グループ エージー (注)	50

(注) 劣後特約付借入金

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

財務諸表は、会社法第 436 条第 2 項の規定により、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しています。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) 公正取引に関する内部管理の状況

当社の営業所等は本店のみであり、本店内に内部管理責任者を配置し、金融商品取引法及び関連法令を遵守した営業活動が行えるように、業務状況を管理しております。

(2) 経営の健全性に関する内部管理の状況

当社は、内部管理部門においてリスクの算定を行い、経営者のリスク管理に関する意思決定の迅速化を図っております。

2. 分別管理等の状況

該当事項はありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当事項はありません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当事項はありません。

以 上